

熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金交付要領

令和2年4月1日 制定

令和4年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

(主旨)

第1条 この要領は、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金（以下、「補助金」という。）に関し、熱海市補助金等交付規則(昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、認知症カフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民、医療・介護の専門職などが気軽に集い、互いに交流し、地域の認知症の理解を促進することを目的として、第3条に規定する者によって運営される活動拠点をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、市内で認知症カフェを開催する団体などで次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において開催されること。
- (2) 1回当たりの開催時間が2時間以上であること。定期型の場合は概ね1か月に1回以上開催し、開催日の日にちまたは曜日を固定するなど参加しやすい工夫をすること。
- (3) 認知症に関する専門的な相談に対応できる者（実務経験を有する医療、介護または福祉の専門職に就いている者、キャラバン・メイトなど）を毎回1名以上配置していること。
- (4) 認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護の専門職など、誰もが参加しやすい環境を整えること。
- (5) 認知症の人やその家族の相談に対し、適切な情報提供や、必要に応じて関係支援機関と連携すること。
- (6) 営利目的や宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体などでないこと。

(7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体などでないこと。

(8) 衛生管理その他運営管理が適切になされること。

(期間)

第4条 補助金の対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1の区分に応じて、予算の範囲内にて交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請は別表2に示すとおり、四半期ごとに提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定による申請書の提出を受けたときは、当該書類を審査し、適当と認めたときは、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、事業の変更などにより申請の内容を変更する場合は、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に事業計画書（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付内容を変更し、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業を完了したときは、熱海市認知症カフェ開催実績報告書（様式第6

号) を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、実績報告は別表 3 に示すとおり、四半期ごとに提出するものとする。

(1) 実施報告書 (様式第 7 号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、熱海市認知症カフェ開催支援事業補助金交付額確定通知書 (様式第 8 号) により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 申請者は、前条の規定により補助金の確定の通知を受けたときは、速やかに当該補助金に係る請求書を市長に提出するものとする。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

事業の区分	事業の内容	基準額	補助対象経費および単価
定期型	第 2 条の規定とする。	1 回当たり 5,000 円 を上限とする。 (ただし、年度内 1 団体当たり 2 4 回 を上限とする。)	(1) 会場借用費 1,000 円 (2) 印刷費 1,000 円 (3) 消耗品費 1,000 円 (4) 食料品費 1,000 円 (5) 相談対応費 1,000 円 (6) 情報提供費 1,000 円 (7) 他機関連携費 1,000 円

イベント型	第2条の規定、かつ、第3条(3)に規定する者による認知症に関する講話などの開催。また、約10人以上の参加者が集えるよう、周知などに配慮すること。	1回当たり20,000円を上限とする。 (ただし、年度内1団体当たり2回を上限とする。)	(1) 会場借用費 3,000円 (2) 印刷費 3,000円 (3) 消耗品費 3,000円 (4) 食料品費 3,000円 (5) 相談対応費 3,000円 (6) 情報提供費 3,000円 (7) 他機関連携費 3,000円 (8) 講師費 3,000円
-------	--	---	---

別表2 (第6条関係)

開催期間	交付申請締め切り日
4月～6月	4月1日まで
7月～9月	7月1日まで
10月～12月	10月1日まで
翌年1月～3月	翌年1月1日まで

別表3 (第9条関係)

開催期間	実績報告締め切り日
4月～6月	6月30日まで
7月～9月	9月30日まで
10月～12月	12月31日まで
翌年1月～3月	翌年3月31日まで